　令和３年度三重県市場公募債（グリーンボンド）外部評価業務に係る

　企画提案コンペ参加仕様書

１　目的

　　三重県では、ESG投資に関心の高い新規投資家から投資を呼び込みつつ、温室効果ガスの削減や気候変動への適応のための施策を着実に進めるため、令和３年度に「みえグリーンボンド（仮称）」（三重県市場公募債（グリーンボンド））を発行することとしています。

　　その発行にあたり、フレームワークに係る客観的な評価を取得するため、外部評価機関との委託契約を締結します。

２　業務内容

（１）業務名 令和３年度三重県市場公募債（グリーンボンド）外部評価業務

（２）履行期間　　契約締結日から令和３年10月15日（金）

（３）業務内容　　「仕様及び設計書」のとおり

３　委託上限額

２５３，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

４　参加条件

　　（１）企画提案コンペ参加資格

ア　本企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ　三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者でないこと。

　　（２）最優秀提案者資格

ア　三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

イ　三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

５　参加手続き等

　　本企画提案コンペの参加希望者は、下記書類を提出するものとする。

（１）企画提案コンペ参加資格確認申請書（別紙様式第１号）及び参加意向確認票（別紙様式第２号）の提出期限及び提出先

ア　提出期限　令和３年７月21日（水）正午必着（期限厳守）

イ　提出先　　三重県総務部財政課　谷口・畑

〒５１４－８５７０　津市広明町13番地

　　　ウ　提出方法　郵送にて提出すること。

　　　　　　　　　　なお、提出後は電話で担当所属に受理の確認をすること。

　　　エ　参加資格決定通知　令和３年７月26日（月）に通知する。

（２）企画提案資料の提出期限

ア　提出期限　令和３年７月27日（火）17時必着（期限厳守）

イ　提出先　　三重県総務部財政課　谷口・畑

〒５１４－８５７０　津市広明町13番地

　　　ウ　提出方法　期限までに電子メールで電子ファイル（PDF）を送信するとともに、郵便で10

部送付すること。（提出期限日必着）

　　　　　　　　　　なお、提出後は電話で担当所属に受理の確認をすること。

　　　エ　そ の 他　提案書はＡ４横（カラー可、両面印刷）、本文10ページ以内とし、必要な項目

のみを精査のうえ、記載すること。（表紙、目次は除く。）

６　提出を求める企画提案資料の内容

企画提案については、以下の項目順により作成すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 業務の実施  方針・方法 | ・業務全体にわたる基本的な考え（コンセプト）  ・評価方法（フレームワークの適格性の確認方法、確認するグリーンボンド基準など）とその考え方 |
| スケジュール | ・評価結果の納品時期を９月末と仮定した場合の実施スケジュール  （環境省が実施する適応プロジェクト等を資金使途とするグリーンボンド・グリーンローン等の発行促進体制整備支援事業（以下「発行促進体制整備支援事業」という。）について、８月に申請を行うと仮定した場合のスケジュールを含む） |
| 三重県に対する理解 | ・三重県がグリーンボンドを発行することの意義について貴社の考え |
| 実施体制・実績 | ・国内拠点人数、資格（発行促進体制整備支援事業の発行支援者登録等）  ・貴社の外部レビュー業務に係る特色  ・日本国内でのグリーンボンドに係る外部レビュー実績（発行促進体制整備支援事業の支援実績を含む）  ・レビュー結果に係る信頼性  ・本業務への実施体制、配置予定人数、従事者予定者の経歴、日本語による対応の可否  ・その他三重県の事務負担の度合い |
| 費用等 | ・外部レビュー業務について、今年度に貴社に依頼した場合の費用  ・発行促進体制整備支援事業による補助金の対象とならない公算が大きい業務がある場合には、その業務を提示 |

７　質問及び回答

　　提案書の作成等にあたり質問がある場合は、質問票（第３号様式）によることとし、電子メール

に添付の上、送信し、提出後、必ず電話により着信の確認を行うものとする。

なお、質問内容には、質問者名（又は質問者が推定できる内容）は記載しないこと。

（１）受付期間　令和３年７月12日（月）から７月19日（月）正午まで

（２）送信先　E-mailで次の宛先すべてにご送付ください。

・三重県総務部財政課　宛てzaisei@pref.mie.lg.jp

・財政課　谷口純一　宛て　tanigj00@pref.mie.lg.jp

・財政課　畑　初音　宛て　hatah02@pref.mie.lg.jp

（３）回答　質問に対する回答は、三重県ホームページ「企画提案コンペ等情報（公告・結果）」に

掲載する。

８　企画提案コンペの実施方法

（１）選定

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、「令和３年度三重県市場公募債（グリーンボンド）外部評価機関選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査の上、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

企画提案コンペの審査基準は以下のとおり。

・業務の実施方針・方法

評価手法は、グリーンボンド原則等に準拠した内容となっており、広く投資家に理解されるも

のであるか。

・スケジュール

スケジュールは実現可能なものとなっているか。

・本県に対する理解

本県や国内外の環境施策に関する動向を踏まえ、本県がグリーンボンドを発行する意義を理解

しているか。

・実施体制・実績

円滑かつ安定的に業務を遂行できる体制となっているか。

本県の事務負担が軽減されるか。

グリーンボンドに係る外部レビューの履行実績などから、業務が円滑に行うことが見込まれる

か。

レビュー結果は投資家から適切に評価され、信頼されるものか。

・経済性

必要と考える経費が適切に見積もられ、かつ費用が経済的であるか。

（２）プレゼンテーション

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーション

の実施時期及び形態は、次のとおりである。なお、選定委員会がプレゼンテーションの必要がないと判断した場合には実施しない。

時期：令和３年７月29日（木）（予定）

形態：オンライン会議システム（Zoom）を利用（予定）

　ただし、提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書面審査を行い、優秀提案者を10者程度選

定した上で、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施するものとする。

　提案者が多数の場合の書類審査の結果及びプレゼンテーションの実施日時等については、提案し

たすべての者に、令和３年７月28日（水）10時までに電子メールで連絡する。

　プレゼンテーションにおける説明は、５（２）の提案書により行うものとする。

９　最優秀提案者に提出を求める書類

選定決定通知を受けた最優秀提案者は、速やかに以下の（１）及び（２）の書類を提出するものとする。

（１）消費税及び地方消費税についての｢納税証明書（その3　未納税額のない証明用）｣（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

（２）三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、｢納税確認書｣（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

10　契約方法に関する事項

（１）契約条項は、別紙「業務委託契約書（案）」のとおりとする。

（２）契約保証金は、契約金額の１００分の１０以上の額とする。ただし、会社更生法第１７条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法第２１条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下、これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第１９９条１項の更生計画の認可又は民事再生法第１７４条１項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の１００分の３０以上とする。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第７５条第４項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第７５条第４項第１号、第２号又は第４号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

（３）契約書は２通作成し、双方各１通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の１００分の１１０に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。

（４）契約は、三重県総務部財政課において行う。

11　監督及び検査

　　契約条項の定めるところによる。

12　契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

13　見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。

14　暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託事業者が三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第３条又は第４条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

15　不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

（１）受託事業者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア　断固として不当介入を拒否すること。

イ　警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ　発注者に報告すること。

エ　業務の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。

（２）契約締結権者は、受託事業者が（１）イ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第７条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

16　その他

（１）企画提案書の作成に必要な費用については、提案者の負担とする。提出のあった企画提案書等の資料は返却しない。

（２）提出のあった企画提案書等の資料は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。

（３）契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。

（４）委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第６８条、第６９条及び第７２条に罰則があるので留意すること。

（５）次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

　　　ア　提案に参加する資格のない者が提案したとき。

　　　イ　提案者が同一事項の企画提案コンペに対して、二つ以上の提案をしたとき。

　　　ウ　提案者が他人の提案の代理をしたとき。

　　　エ　提案に際して、談合等の不正行為があったとき。

　　　オ　提出書類が、提出期限を超えて提出されたとき。

　　　カ　見積額が委託上限額を超えているとき。

　　　キ　その他、担当所属が予め指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

17　担当所属

〒５１４－８５７０　三重県津市広明町13番地

三重県総務部財政課　谷口・畑

電話：０５９－２２４－２１１９　　ファクシミリ：０５９－２２４－２１２５

E-mail：[zaisei@pref.mie.lg.jp](mailto:zaisei@pref.mie.lg.jp)